

### <改正民法・持ち戻し免除>

現行法では、民法903条の特別受益として妻が贈与を受けた居住用不動産を原則、遺産に戻してから法定相続分の計算をして、遺産分割をします。2019年7月の改正後は、婚姻期間が20年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の一方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地について遺贈又は贈与をしたとき、民法第903条第3項の持ち戻し免除の意思表示があったものと推定します。つまり、婚姻期間20年以上の夫婦の一方である被相続人が他の一方に居住用不動産を贈与（又は遺贈）したときは、その不動産は遺産分割の対象とならなくなります。

例) 被相続人である夫は相続税対策のため自宅 4,000 万円のうち 2,000 万円分を、妻に生前贈与しました。夫の財産はほかに預金が 4,000 万あり、夫婦には子が 2 名あります。夫が亡くなったのちの遺産分割はどうなるのでしょうか。

改正前の民法では、妻が生前贈与された自宅 2,000 万円分は夫が亡くなった際に夫の財産に戻して、改めて夫の遺産を 8,000 万円とし、妻が 4,000 万円、子がそれぞれ 2,000 万円を相続します。つまり、妻が自宅に住み続けるためには、預金は全て子 2 名が相続することになります。改正民法では配偶者保護の観点から、婚姻期間が 20 年以上の夫婦間で生前贈与された財産は、遺産相続の対象としないことを決めました。したがってこの場合、夫の遺産は自宅 2,000 万円分、預金 4,000 万円の計 6,000 万円。妻は遺産の 2 分の 1 として自宅 2,000 万円と預金 1,000 万円を相続し、子 2 名は預金 1,500 万円ずつを相続できます。

